

**香川県条例第12号**

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～23 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～23 略		24 削除		<p>(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～23 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>24 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u>  <u>(1) 法第32条の規定による確認</u>  <u>(2) 法第33条第3項の規定による変更の届出の受理</u>  <u>(3) 法第34条第1項において読み替えて準用する法第13条第1項及び第24条の3第2項の規定による届出の受理</u>  <u>(4) 法第36条第1項の規定による指示（専用水道に係るものに限る。）</u>  <u>(5) 法第36条第2項の規定による勧告（専用水道に係るものに限る。）</u>  <u>(6) 法第36条第3項の規定による指示</u>  <u>(7) 法第37条の規定による給水停止命令（専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。）</u>  <u>(8) 法第39条第2項及び第3項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> </td> <td>丸亀市 善通寺市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～23 略		<u>24 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第32条の規定による確認</u> <u>(2) 法第33条第3項の規定による変更の届出の受理</u> <u>(3) 法第34条第1項において読み替えて準用する法第13条第1項及び第24条の3第2項の規定による届出の受理</u> <u>(4) 法第36条第1項の規定による指示（専用水道に係るものに限る。）</u> <u>(5) 法第36条第2項の規定による勧告（専用水道に係るものに限る。）</u> <u>(6) 法第36条第3項の規定による指示</u> <u>(7) 法第37条の規定による給水停止命令（専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。）</u> <u>(8) 法第39条第2項及び第3項の規定による報告の徴収及び立入検査</u>	丸亀市 善通寺市
事 務	市 町												
1～23 略													
24 削除													
事 務	市 町												
1～23 略													
<u>24 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第32条の規定による確認</u> <u>(2) 法第33条第3項の規定による変更の届出の受理</u> <u>(3) 法第34条第1項において読み替えて準用する法第13条第1項及び第24条の3第2項の規定による届出の受理</u> <u>(4) 法第36条第1項の規定による指示（専用水道に係るものに限る。）</u> <u>(5) 法第36条第2項の規定による勧告（専用水道に係るものに限る。）</u> <u>(6) 法第36条第3項の規定による指示</u> <u>(7) 法第37条の規定による給水停止命令（専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。）</u> <u>(8) 法第39条第2項及び第3項の規定による報告の徴収及び立入検査</u>	丸亀市 善通寺市												

25～37 略

38 略

略

25～37 略

- 38 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第4条第1項の規定による許可
  - (2) 法第4条第2項及び第39条第4項の規定による許可の更新
  - (3) 法第7条第3項ただし書の規定による許可
  - (4) 法第10条（法第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
  - (5) 法第12条第1項の規定による許可（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）
  - (6) 法第12条第2項の規定による許可の更新（(5)の許可に係るものに限る。）
  - (7) 法第13条第1項の規定による許可（薬局製造販売医薬品の製造に係るものに限る。）
  - (8) 法第13条第3項の規定による許可の更新（(7)の許可に係るものに限る。）
  - (9) 法第13条第6項の規定による変更及び追加の許可（(7)の許可に係るものに限る。）
  - (10) 法第14条第1項の規定による承認（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）
  - (11) 法第14条第9項の規定による変更の承認（(10)の承認に係るものに限る。）
  - (12) 法第14条第10項の規定による変更の届出の受理（(10)の承認に係るものに限る。）
  - (13) 法第14条の8第3項の規定による届出の受理（(10)の承認に係るものに限る。）
  - (14) 法第14条の9第1項の規定による届出の受理（薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。）
  - (15) 法第14条の9第2項の規定による変更の届出の受理（(14)の届出に係るものに限る。）
  - (16) 法第19条の規定による届出の受理（(5)及び

高松市

(1) 法第24条第2項の規定による許可の更新（(2)の許可に係るものに限る。）

(2) 略

(3) 法第35条第3項ただし書の規定による許可（(2)の許可に係るものに限る。）

(4) 法第38条において準用する法第10条の規定による届出の受理（(2)の許可に係るものに限る。）

(5) 略

(6) 法第39条第4項の規定による許可の更新

(7) 略

(8) 法第40条第1項及び第2項において準用する法第10条の規定による届出の受理

(9) 法第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等（(2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。）

(10) 法第70条第1項の規定による措置命令（(2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。）

(11) 法第72条第4項の規定による構造設備の改善命令及び施設の使用禁止（(2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。）

(12) 法第72条の4の規定による措置命令（(2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。）

(7)の許可に係るものに限る。）

(17) 法第24条第2項の規定による許可の更新（(18)の許可に係るものに限る。）

(18) 法第34条第1項の規定による許可（法第35条第2項に規定する医薬品のみを販売又は授与する場合に限る。）

(19) 法第35条第3項ただし書の規定による許可（(18)の許可に係るものに限る。）

(20) 法第38条において準用する法第10条の規定による届出の受理（(18)の許可に係るものに限る。）

(21) 法第39条第1項の規定による許可

(22) 法第39条の3第1項の規定による届出の受理

(23) 法第69条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等（(5)及び(7)の許可に係るものに限る。）

(24) 法第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等（(1)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(25) 法第70条第1項の規定による措置命令（(1)、(5)、(7)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(26) 法第71条の規定による検査命令（(5)の許可に係るものに限る。）

(27) 法第72条第3項の規定による構造設備の改善命令及び施設の使用禁止（(7)の許可に係るものに限る。）

(28) 法第72条第4項の規定による構造設備の改善命令及び施設の使用禁止（(1)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(29) 法第72条の2第1項の規定による命令（(1)の許可に係るものに限る。）

(30) 法第72条の4の規定による措置命令（(1)、(5)、(7)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係る

(13) 法第73条の規定による総括製造販売責任者等の変更命令（(2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。）

(14) 法第75条第1項の規定による許可の取消し（(2)及び(5)の許可に係るものに限る。）及び業務の停止命令（(2)、(5)及び(7)の許可等に係るものに限る。）

(15) 法第76条の規定による通知並びに弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与（(1)及び(6)の許可の更新に係るものに限る。）

ものに限る。）

(31) 法第73条の規定による総括製造販売責任者等の変更命令（(1)、(5)、(7)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(32) 法第74条の2第1項の規定による承認の取消し（(10)の承認に係るものに限る。）

(33) 法第74条の2第2項の規定による変更命令（(10)の承認に係るものに限る。）

(34) 法第74条の2第3項の規定による承認の取消し及び変更命令（(10)の承認に係るものに限る。）

(35) 法第75条第1項の規定による許可の取消し（(1)、(5)、(7)、(18)及び(21)の許可に係るものに限る。）及び業務の停止命令（(1)、(5)、(7)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(36) 法第76条の規定による弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与（(2)、(6)、(8)及び(17)の許可の更新に係るものに限る。）

(37) 法第77条の4の3の規定による報告の受理（(5)の許可に係るものに限る。）

(38) 政令第2条の規定による届出の受理

(39) 政令第4条第1項の規定による許可証（(5)及び(6)の許可等に係るものに限る。（40）から（42）までにおいて同じ。）の交付

(40) 政令第5条第1項の規定による許可証の書換え交付

(41) 政令第6条第1項の規定による許可証の再交付

(42) 政令第6条第4項及び第7条第1項の規定による許可証の返納の受理

(43) 政令第8条第1項の規定による許可台帳の調製（(5)の許可に係るものに限る。）

(44) 政令第11条第1項の規定による許可証（(7)及び(8)の許可等に係るものに限る。（45）から（47）までにおいて同じ。）の交付

(45) 政令第12条第1項の規定による許可証の書換

(16) 政令第44条の規定による許可証（(1)、(2)、(5)及び(6)の許可等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付 (17)～(19) 略 (20) 政令第48条の規定による許可台帳の調製（(2)及び(5)の許可に係るものに限る。）	
39～51 略	
52 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	略
52の2 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による届出の受理 (2) 法第5条第1項の規定による申出の受理 (3) 法第6条第1項の規定による決定及び通知 (4) 法第6条第3項の規定による通知	宇多津町
53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定	略
54・55 略	

え交付 (46) 政令第13条第1項の規定による許可証の再交付 (47) 政令第13条第4項及び第14条第1項の規定による許可証の返納の受理 (48) 政令第15条第1項の規定による許可台帳の調製（(7)及び(9)の許可等に係るものに限る。） (49) 政令第19条第1項の規定による承認台帳の調製（(10)及び(11)の承認等に係るものに限る。） (50) 政令第44条の規定による許可証（(1)、(2)、(18)及び(21)の許可等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付 (51)～(53) 略 (54) 政令第48条の規定による許可台帳の調製（(1)、(18)及び(21)の許可に係るものに限る。）	
39～51 略	
52 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	略
53 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による認定	略
54・55 略	

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の52の2の項(3)及び(4)の規定は、この条例の施行前に公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項の規定によりされた届出又は同法第5条第1項の規定によりされた申出に係る土地の買取りの協議については、適用しない。